特別弔慰金等規程

2019年4月1日施行

(目的)

第1条 本規程は、電力広域的運営推進機関(以下「本機関」という)の役職員が死亡したとき又は傷病若しくは疾病により高度障害状態であると認定されたとき、当該役職員及びその家族の安定した生活を確保するため、特別弔慰金等として支給する事に関して必要な事項を定める事を目的とする。

(適用範囲)

- 第2条 本規程の適用範囲は、次の各号に該当する者を除くすべての役職員とする。
 - 1) 国等の職員が本機関の役職員となった者
 - 2) 出向職員
 - 3) 非常勤勤務の役職員 (非常勤勤務とは所定日数に達しない勤務の事であり、所定日数に達している 短時間勤務はこれに含まれない)

(支給内容)

- 第3条 第1条に規定される特別弔慰金等とは、以下の2種類とする。
 - 1)特別弔慰金
 - 2) 高度障害見舞金

(特別弔慰金)

第4条 役職員が死亡したときは、別表1に定める金額の特別弔慰金を支給する。但し、 高度障害見舞金を支給後、当該特定役職員が死亡した場合、特別弔慰金は支給しな い。

(高度障害見舞金)

第5条 役職員が別紙1に定める高度障害状態であると認定されたときは、別表2に定める金額の高度障害見舞金を支給する。

(特別弔慰金の受給者)

第6条 役職員が死亡した場合の特別弔慰金の受給者の範囲及び順位は、職員退職手当規程第25条を準用する。

(高度障害見舞金の受給者)

第7条 役職員が第5条に該当する場合の高度障害見舞金の受給者は、当該役職員 本人とする。

(支給制限)

第8条 第4条又は第5条にかかわらず、別紙2に定める場合に該当すると認定されたと きは、特別弔慰金等を不支給とする事ができる。 <別表1:特別弔慰金額>

支給金額
500万円

<別表2:高度障害見舞金>

支給金額
500万円

高度障害状態とは、以下の事をいう

- 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいう。

2. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいう。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなさない。
- 3. 言語またはそしゃくの障害
- (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいう。
- ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、こう蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
- ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となりその回復の 見込のない場合
- ③声帯全部のてき出により発音が不能の場合
- (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいう。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、 上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関 節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直 で、回復の見込のない場合をいう。

- 1. 特別弔慰金を支給しない場合
- (1)特定役職員の自殺。ただし、本規程施行前に在籍していた特定役職員は施行後から、本規程施行後に新たに入関した特定役職員は入関後から1年を経過している場合には、支給する。
- (2)受給者の故意。ただし、その受給者が特別弔慰金の一部の受給者である場合には、その残額をその他の受給者に支給する。
- 2. 高度障害見舞金を支給しない場合
- (1)特定役職員の故意